

高額医療・高額介護合算療養費の申請



内 容	同じ健康保険の世帯内で令和3年8月～4年7月にかかった健康保険と介護保険の自己負担額を合算した支払額が、所得区分ごとの限度額を超えた場合、申請によりその差額が支給されます。
必要書類	●健康保険被保険者証●介護保険被保険者証●マイナンバーが分かるもの●振込先が分かるもの(通帳など)●申請のお知らせ(届いたかたのみ)●計算期間中に本市以外の健康保険や介護保険に加入していたかたは、その保険の自己負担額証明書が必要な場合あり
その他	●国民健康保険や後期高齢者医療制度に加入し、支給の対象になると思われるかたには、申請のお知らせを送付●お知らせが届かないかたでも、計算期間中にお住まいの市町村や加入する健康保険が変わった場合、自己負担額を合算すると該当になる場合あり

保険種別	申請・問い合わせ先
国民健康保険	市役所保険医療課国保年金係 ☎76-8151
後期高齢者医療制度	市役所保険医療課高齢者医療係 ☎76-8153
介護保険	市役所長寿課介護保険係 ☎76-8144
その他職場などの健康保険	各健康保険(介護保険の「自己負担額証明書」が必要な場合あり)

令和4年7月31日現在加入の健康保険により、問い合わせ先が異なります。



不妊治療費等補助金の申請はお早めに

市では一般不妊治療などを受けているご夫婦に、費用の一部を補助しています。本補助事業は、不妊治療の保険適用化(令和4年4月)に伴い、**令和4年度**をもって終了します。

対象者	令和4年3月31日以前に治療を開始し、申請の時点で夫・妻のいずれかが市内在住で、医療機関から不妊治療が必要と認められ、治療などを行った夫婦(事実婚を含む) ※申請日時点で本市に住民票がない場合は、申請することができません。転出前に受けていた治療費の補助申請は、必ず転出前に行ってください
対象となる治療など	不妊検査、一般不妊治療、人工授精 (体外受精、顕微授精は対象外。県が実施する助成制度の対象となる場合がありますので、瀬戸保健所(☎82-2196)へご相談ください)
対象期間	補助開始月から継続する2年間(本年度は令和4年3月～5年2月診療分)
補助額	自己負担額の2分の1(年度当たり50,000円を限度。千円未満切り捨て)
必要書類	①申請書②同意書③医療機関の証明書④補助金の請求書⑤領収書(原本)⑥戸籍謄本⑦住民票の写し⑧事実婚関係に関する申立書(事実婚関係にあるかたのみ)⑨夫・妻の健康保険証 ●①～④⑧は健康課で配布。ホームページからもダウンロード可 ●⑤の返却を希望する場合は、写しを併せて提出(照合後に返却) ●⑥⑦は市で確認ができる場合は省略可 ●事実婚関係にあるかたは⑧以外に、本人が重婚でないことを証明できる書類(⑥)、同一世帯であるか証明できる書類(⑦)の提出により省略可)の提出が必要
申請方法	3月24日(金)までに直接(土・日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時15分)
その他	●第2子以降も同様に補助●転入したかたは転入日以降が補助対象 ●申請期限直前は混み合いますので、早めにご相談ください

申請・問い合わせ先/保健福祉センター内健康課 ☎55-6800

